

株式会社 仙台ぱど

- 企業概要** 所在地：仙台市宮城野区
事業内容：生活情報誌の出版等
労働者数：30人

● 行動計画

1 計画期間 平成20年4月1日～平成22年5月31日

2 行動計画の内容

- ① 計画期間内に妊産婦の女性労働者への健康確保について、制度の周知と相談体制の整備を実施する。
- ② 計画期間内に育児休業の取得状況を次の水準以上にする。
・男性社員・・・1人以上取得すること 女性社員・・・取得率を70%以上とすること。
- ③ 平成20年10月までに、育児休業及び育児短時間勤務の期間を法定以上にする。
・育児休業期間・・・子が1歳6か月に達するまで ・育児休業期間の延長・・・保育所に入所不可能等特別な事情が発生した場合は子が1歳6か月に達した後最初に到来する4月末日まで ・育児短時間勤務・・・子が小学校第3学年を終了するまで
- ④ 平成20年10月までに、3歳未満の子を養育する従業員を対象とした有給の看護休暇制度を導入する。
- ⑤ 平成21年度までに年次有給休暇促進のため、計画的付与制度を導入する。計画的付与制度の対象とならない正社員以外の従業員に対しても、年次有給休暇取得の啓蒙を随時行う。

●行動計画取組結果

- ① 女性労働者の健康確保について、平成20年10月に社内報で周知、平成21年1月に社内用人事部HPを開設し、相談窓口の告知とPRを実施。
- ② 男性社員の育児休業取得数・・・1人 女性社員の育児休業取得率・・・100%
- ③ 平成20年10月1日付けで育児休業規程の改正、育児休業期間は子が1歳6か月に達するまで、保育所に入所不可能等特別な事情が発生した場合の育児休業期間は子が1歳6か月に達した後最初に到来する4月末日までとした。また、育児短時間勤務は、子が小学校第3学年を終了するまでとした。
- ④ 同上育児休業規程の改正により、3歳未満の子を養育する従業員を対象とした有給の看護休暇制度を導入。
- ⑤ 平成21年4月1日付けで就業規則の改正をし、年次有給休暇の計画的付与制度を導入、通達発出、正社員以外の従業員に対する啓蒙、人事部HPへの掲載。